

令和 2 年 3 月 2 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 0 — 4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 0 — 4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和 6 2 年 1 2 月 2 5 日職福一 6 9 1）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>第 2 4 条の 3 関係</u> <u>1 この条の第 1 項の「人事院の定める職員」は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 5 7 号）第 4 条第 1 項に</u>	(新設)

定める者に該当する職員（第19条及び第20条関係第3項に定める非常勤職員を除く。）とする。

2 この条に基づく勤務を要しないことの請求及び承認の手続については、休暇の例によるものとする。この場合において、出勤簿には、特定保健指導のため勤務しなかった旨を記入するものとする。

以 上